

## 第7章 事務の広域的及び効率的な運営の推進

### 第1節 広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組

#### 1 国庫負担金等の申請及び実績報告の効率化

国庫負担金等の申請及び実績報告については、道が申請者となりますが、申請に必要な基礎数値等については、市町村において作成が必要であるため、道と市町村の役割分担の見直しや北海道国保連合会との連携などにより、できる限り市町村事務の効率化を推進します。

#### 2 基準の統一化を検討する必要がある事務の取扱い

##### (1) 届出遅滞に係る遡及給付

被保険者は、国保資格が発生した日から14日以内に資格取得の届出を行う必要がありますが、届出が遅れた場合、保険者は、届出が遅れたことにやむを得ない理由があるか否かを確認し、やむを得ないと判断した場合、資格取得日まで遡及して療養費を支給することができることとされています。

これまでやむを得ない理由の判断基準については、市町村によって差異が見受けられることから、各市町村が一定の基準に従って届出遅滞の理由を確認し、療養費の遡及給付を適切に行うことができるよう、市町村支援を行います。

##### (2) 保険料（税）の減免

保険料（税）の減免については、市町村において国民健康保険料（税）の条例の定めるところにより、それぞれの地域事情を踏まえた減免基準を設けて運用しています。

全道での取組及び費用の共通化の枠組をつくるため、現在の市町村における運用に十分配慮しながら、事務の標準化を進めます。

##### (3) 一部負担金\*の減免

一部負担金の減免については、市町村において国の通知（昭和34年3月30日付け保発第21号厚生省保険局長通知「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」）等に基づき、それぞれの地域事情を踏まえた減免基準を設けて運用しています。

全道での取組及び費用の共通化の枠組をつくるため、現在の市町村における運用に十分配慮しながら、事務の標準化を進めます。

##### (4) 高額療養費等の支給に係る申請の勧奨

高額療養費の支給勧奨については、被保険者へのサービス向上や道内市町村間異動の際の多数回該当の円滑な引継ぎを行う目的であるが、市町村間で実施体制に差があることから、道では、未実施市町村の解消に向けて取組を進めます。

表 31 高額療養費の支給勧奨の実施状況(H31年4月1日現在)

支給勧奨を行っている市町村保険者	144
支給勧奨を行っていない市町村保険者	13
計	157

厚生労働省「予算関係等資料」の数値を基に道が算出。

(5) 高額療養費支給申請手続きの簡素化

70歳以上の被保険者に対する高額療養費の支給申請手続きの簡素化については、国保の被保険者へのサービス向上や市町村職員の事務負担の軽減を図る観点から、市町村において申請手続きの簡素化が行われるよう取組を進めます。

3 市町村事務処理標準システム及び事務処理マニュアルを活用した事務の効率化・標準化・広域化・適正化

市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進するためには、市町村が使用する事務処理システムの適正化も重要です。

その際には、市町村事務処理標準システムを各市町村が活用することにより、効果的に事務処理のバラツキの標準化が進められるとともに、中長期的な費用の効率化が見込まれます。

道としては、サーバー等の機器を共同利用するクラウド環境の活用により、市町村における設備の準備・管理費用やシステム改修に係る費用の縮減、セキュリティ対策の向上を図るなど、市町村におけるシステム導入を支援します。

また、平成30年度から、市町村から道への納付金の納付、道から市町村への保険給付費等交付金の支払い、高額療養費の多数回該当の引継ぎなどの新たな事務が発生するとともに、国庫負担金申請事務等の大きな変更があったため、事務処理マニュアルを作成しました。

このマニュアルは、道、市町村及び北海道国保連合会等が円滑に事務を処理できるよう、適宜、見直しを行います。

4 その他

(1) 国保事業の広域化

国保事業を広域化することにより、事務の共同処理による人件費や事務経費の削減が進められるとともに、保険者としての財政規模が拡大し、財政運営が安定化するなどのメリットがあります。

現在、道内においては、空知中部広域連合、大雪地区広域連合、後志広域連合の3保険者により広域的な国保事業運営が行われており、道としては、これまでも国保事業の広域化に当たっては、関係市町村間の調整を行うほか、道特別交付金による支援を行ってきており、今後とも、新たな国保事業運営の広域化への取組や既存の広域連合への支援を行います。

(2) 収納対策の共同実施

一市町村で収納対策を行うことが困難な場合は、滞納処分を専門に行う一部事務組合や広域連合など徴収組織の広域化が効果的であり、現在、道内において6か所で広域的な徴収組織が運営されています。

道としては、これまでも、広域的な徴収組織の設立に当たっては、関係市町村間の調整を行うほか、道特別交付金による支援を行ってきており、今後とも、新たな組織の設立や既存の組織の運営支援を行います。

[広域的な徴収組織]

- 1 渡島・檜山地方税滞納整理機構
- 2 後志広域連合
- 3 日高管内地方税滞納整理機構
- 4 十勝圏複合事務組合十勝市町村税滞納整理機構
- 5 釧路・根室広域地方税滞納整理機構

## 第7章 事務の広域的及び効率的な運営の推進

### 6 上川広域滞納整理機構

#### (3) 医療費適正化・保健事業の共同実施

市町村における特定健診の受診率向上のため、道は、北海道保険者協議会や北海道国保連合会と連携し、広報や普及啓発に取り組むとともに、市町村が実施する特定健診やがん検診にかかる広報など、被用者保険と連携した共同実施が可能な対策を検討し取組を進めます。

国保データベースシステムによる健診・医療情報などを活用するとともに、各保険者が実施している医療費適正化や保健事業の取組状況について随時情報共有を行うなどして、市町村及び北海道国保連合会における保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言及び支援を行います。

後発医薬品の使用に当たっては、医療従事者による被保険者への適切な情報提供が重要であるため、関係団体を通じ、医療機関への理解促進と協力依頼を行います。

また、上記のほかにも、保険者が共同して実施することが可能な対策を市町村と協議しながら検討し、共同実施の取組を推進します。